

労働条件明示のルールが変わります（令和6年4月～）

労働法の改正に伴い、令和6年4月1日より労働条件の明示事項等が変更されることとなりました。

使用者が労働者を採用するときは、賃金・労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければなりません。労働契約において労働条件として明示しなければならない事項（絶対的明示事項）のうち、次の4点が新たに絶対的明示事項として追加されることになりました。

①就業場所・業務の変更の範囲

「労働契約締結」と「有期労働契約の契約更新」のタイミングごとに、将来の配置転換などを想定した「変わり得る就業場所や業務内容」も明示することが必要となります。

②有期労働契約での更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

「有期労働契約の締結時と契約更新」のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無とその内容を明示することが必要となります。また、締結後から更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

③無期転換を申し込むことができる旨の明示

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、該当する有期労働契約の契約期間の初日から満了する日までの間、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）を書面により明示することが必要になります。

④無期転換後の労働条件

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件を書面により明示することが必要になります。

※無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）の説明に努めなければならないこととなります。

詳しい内容は、厚生労働省ホームページにてご確認ください。



厚生労働省HP

新任職員挨拶



事務局次長
経営指導員
三好 誠司

この度、福井北商工会から異動してまいりました、三好と申します。
これまでの経験を活かしつつ、坂井市商工会で会員皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、ご指導・ご鞭撻、並びにご協力のほどよろしくお願いいたします。

▶ 令和6年3月末での異動者

事務局次長 経営指導員 寺前 博之 → 福井北商工会 事務局長

新体制での商工会事務局につきましても、引き続きよろしくお願いたします。



〔第164号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
坂井支所 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023

三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055

春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596

丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

4月号
2024.4

坂井市商工労政課から事業者支援施策のご案内

設備投資等支援事業補助金・経営革新支援事業補助金

坂井市では資材高・円安などの影響を受けながらも、新たな取り組みに挑戦する中小企業者等に対して、設備投資等支援と経営革新支援を行います。

	設備投資等支援	経営革新支援
対象者	中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者で市内に事務所又は事業所を有し、市税の滞納がないもの。	
対象経費	生産性向上、省力化、販路開拓または新規事業等に取り組むための設備投資等に係る経費	経営革新（「新商品の開発又は生産」「新たなサービスの開発又は提供」「新たな生産又は販売方法の導入」「サービスの新たな提供方式の導入」）につながる取り組みに係る経費
補助上限額	中小企業者枠 100万円 小規模企業者枠 50万円	
補助率	補助対象経費の1/2以内	
申請期限	令和6年6月14日（金）17時 ※審査会は6月27日・28日	
提出先	坂井市商工労政課 TEL:0776-50-3153	

募集要領・申請様式等は、坂井市のホームページでご確認ください。

公告 坂井市商工会 役員候補者について

役員選任規程第2条（1）の規程により、役員候補者の届出を次のとおり受けつけます。

1. 役員候補者について

会員または会員たる法人の役職員である者が立候補した場合、または理事会もしくは5人以上の会員から推薦を受けた者。

2. 届出期日

前項の立候補者及び、推薦を行う者並びに推薦を受けた者は、5月10日午後5時までに坂井市商工会本所に、決められた様式での届出が必要です。立候補される方は商工会までお申出下さい。

令和6年度Uターン移住創業支援事業助成金のご案内

福井県では、県外から福井県内に移住し、本県の地域課題を解決するための社会的事業分野における創業を行う方に対し、その経費の一部を助成します。


公募期間：令和6年4月1日（月）～5月16日（木）

助成対象者	下記の①～③の要件全てを満たす者 ①2024年4月1日～2025年1月31日までに、福井県内で創業し、個人事業の開業届出または会社等の設立登記を行い、その代表者となる者 ②2023年4月1日～2025年1月31日までに、福井県内に住民票を移して居住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有している者 ③福井県に住民票を移す直前に、連続して5年以上、福井県外に在住していたこと（住民票、実態ともに県外に在住）
助成対象事業	下記の①および②に該当する事業 ①福井県の地域課題解決に資する社会的分野の事業 ○空き家活用 ○子育て支援 ○買物弱者対策 ○県産品の活用 ○健康寿命延伸 ○高齢者・障がい者の生活支援 ○教育・人材育成 ○環境対策 ○地域活性化 ○まちづくり ○地域商社 等 ②デジタル技術を活用した事業※ ※事業の主な内容がデジタル技術を活用したものであるほか、キャッシュレス決済の導入やホームページ作成、SNSやWebサイトでの情報発信など事業の一部にデジタル技術を活用した事業
助成率	2/3以内
助成限度額	200万円

※助成対象経費や申請方法等につきましては、「公益財団法人ふくい産業支援センター」ホームページにてご確認ください。

中学生の企業訪問・中学生への出前授業 受入協力企業大募集！！

坂井市では、幅広い分野の企業・事業所等及び出前授業をしていただけるさまざまな職業の講師の方を募集しています。

企業訪問 (対象2年生)	人数 1回につき30人 内容 90分～120分 案内、仕事紹介、見学、体験、質疑応答など 実施月 9～10月	 詳しくはこちら
出前授業【講演会】 (対象1年生)	内容 50分 学校で、仕事の内容、魅力、やりがいなどを話す。 実施月 通年	
登録方法	右記QRコードより	
登録締切	第一次締切：令和6年4月30日（火）	
お問い合わせ先	坂井市教育委員会 学校教育課 TEL：0776-50-3161	

新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金（コロナマル経）の取扱期間の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の長期化により、コロナマル経の取扱期間を延長されました。

改正前 令和6年3月31日 → 改正後 令和6年6月30日

坂井市副業プロ人材マッチング支援事業

坂井市では、都市部の副業プロ人材*を活用し、経営課題の解決や人手不足の解消を図る中小企業者等を支援するため、「副業プロ人材マッチング支援事業」を行います。

下記の通り「事業者向けセミナー」を実施しますので、ぜひご参加ください。

※本業で会社に所属して働きながら、自身が持つ専門性の高い知見、経験、スキルを活かし勤務時間以外に別会社の仕事を請け負う人材

日時：令和6年5月24日（金）14：00～

場所：坂井市商工会 2階 大研修室

対象：坂井市内に事務所または事業所を有する中小企業者及び中小企業団体

申込方法：右のQRコードよりお申し込みください。

問合せ先：坂井市商工労政課 TEL：0776-50-3153



お申込はこちら

事業承継・引継ぎ補助金のご案内

本補助金は、事業者が事業承継や事業再編、事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進することを目的とした補助金です。

経営革新枠	要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継（予定者を含む）、M&Aを2019年11月23日～2024年11月22日の間に行った者、又は行う予定の者
	補助上限額	600万円～800万円 一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ
	補助率	1/2又は2/3 ※中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合2/3
	対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費

専門家活用枠	要件	2019年11月23日～2024年11月22日の間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者
	補助上限額	600万円
	補助率	「買手支援類型」2/3 「売手支援類型」1/2又は2/3 ※①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合2/3
	対象経費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料

廃業・再チャレンジ枠	要件	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
	補助上限額	150万円～800万円 一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ
	補助率	1/2又は2/3 *「経営革新枠」、「専門家活用枠」と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
	対象経費	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

(※)詳細については事業承継・引継ぎ補助金 第9次 公募要領にてご確認ください。

募集期限とスケジュール 第9次受付締切：2024年4月30日（火）※交付決定日は2024年6月上旬予定。

公募要領、申請様式等の詳細については、事業承継・引継ぎ補助金のホームページをご覧ください。

事業承継・引継ぎ補助金

